



支援便り

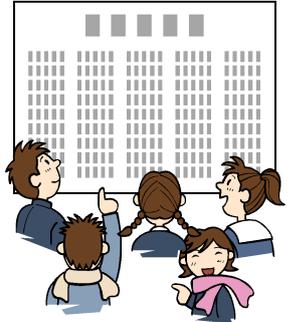
令和6年2月発行 第8号
串木野特別支援学校 支援部

受験シーズンですね。今号は、受験の際に話題になることについて、まとめてみました。確認しておきましょう。（※「受験」を「受検」と記載することもあります。本紙面上では「受験」に統一しています。）

○ 高等部受験について

特別支援学校（鹿児島高等特別支援学校を含む）と県内公立高等学校の併願は、進学機会の公平性確保の観点から認められないこととなっています。

鹿児島高等特別支援学校と他の県内特別支援学校高等部との併願はできます。ただ、鹿児島高等特別支援学校（他校より試験・発表の期日が早い）を合格した生徒は、他の特別支援学校高等部を受験することはできません。



○ 卒業資格について

特別支援学校と高等学校は教育内容や学校の目的が異なるために、特別支援学校高等部卒業の場合、高等学校学習指導要領に準じて学ぶ教育課程の生徒も含め「特別支援学校高等部卒業」となり、高等学校の卒業資格は取得できません。しかし、大学入試の受験資格はあります。

また、編入学についてですが、編入学先の高等学校長が、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認める場合には、特別支援学校から高等学校への編入学を許可することができます。

（例／特別支援学校高等部2年生終了後→高等学校普通科3年生へ）



○ 療育手帳について

療育手帳は、知的な面での発達の遅れがあると認められた場合に交付されます。交付を受けることで、税の減免や交通機関の割引等いろいろなサービスが受けられます。

※ 身体障害者手帳・・・身体障害者
精神障害者保健福祉手帳・・・精神障害者（てんかん、うつ病、依存症、発達障害などを含む）

療育手帳は、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所（児相と同じ場所）が判定機関となり、生育歴の聞き取りや知能検査等を行い、障害の程度や該当の有無を審査・判定し、交付に該当する場合には、交付申請を指導していきます。

なお、年齢に応じて2～10年ごとに更新が必要となっていますので、手帳に記載してある「次の判定年月日」までに更新することが必要です。程度は4段階で、「A1：最重度」、「A2：重度」、「B1：中度」、「B2：軽度」となっています。

県内の特別支援学校では、小・中・高等部（鹿児島高等特別支援学校を除く）とも療育手帳がなくても入学はできます。ただし、高等学校受験については、鹿児島高等特別支援学校や城西高等学校の共生コースのように受験に手帳保持が前提条件となっている学校もあります。緊急に交付を受ける必要がある際は、個別に対応できるようなので児童相談所に相談してください。

また、療育手帳を所持していても、本人に適した学びの場であると判断されれば、小・中・高の通常学級に通うことができます。また、高等学校卒業時に就労を希望する際、手帳を所持していれば「一般枠での就労」と「障害者雇用枠での就労」のどちらも申し込むことができます。



本人や保護者、関係機関などからの質問に対し、適切に対応できるようにしておきたいですね。